

# 解体費用を補助します。

住民生活の安全・安心と良好な生活環境の確保を図るため、危険な空家の解体費用の一部を補助する制度です。

補助金の額：補助対象経費の1/2（上限30万円）

## 対象となる物件

次のすべての要件を満たすもの

- 町内の住宅で居住していない常態の木造建築物
  - 公道（私道を除く）に面している家屋
  - 人家密集地（半径200m以内に10戸以上）にある家屋
  - 道路境界までの離れが軒の高さ以下の家屋
  - 不良度判定（事前審査）の評点が100点以上の家屋
  - 空家特措法における特定空家等でないこと
- ※付属屋等のみの解体、家財道具等の撤去・処分は対象外



## 補助の対象者

- 家屋の所有者（相続人を含む）又は納税義務者
  - 所有者（相続人）から委任を受けた者
- ※町税等を滞納していない者

## 事前審査のご案内

補助申請には必ず**事前審査が必要**です。詳しくは建設課管理係までお問い合わせいただくか、大崎町のホームページをご確認ください。

## 事前審査受付期間

令和元年 6月3日（月）～ 7月1日（月）

【お問い合わせ先】  
建設課 管理係  
TEL 099-476-1111  
（内線154・155）

【注意事項】  
空家を解体することにより、固定資産税が増額することがあります。詳しくは税務課までお問い合わせください。